

しだれ桜の里を育てる会規約

名称・事務局

第1条 本会はしだれ桜の里を育てる会（以下「育てる会」という）といい、所在地を倉吉市小田458（伯耆しあわせの郷）におく。

目的

第2条 伯耆しあわせの郷にあるしだれ桜を育成・活用する活動を通じ、青少年の健全育成と市民の憩いの場所づくり、さらに倉吉の新しい名所づくりをめざすことを目的とする。

事業

第3条 育てる会は第2条の目的を達成するための事業を行うものとする。

- 1) しだれ桜の開花時期に集客のための事業及び活動を行う。
- 2) しだれ桜の育成のための剪定及び施肥作業を行う。
- 3) 会員相互の親睦と交流のための事業を行う。
- 4) その他 目的のための必要な事業。

会員

第4条 第2条の趣旨に賛同し、所定の入会申込書を提出し、会費を納入した個人または団体を会員とする。

- 1) 会員には会員証を発行する。
- 2) 会員証の通用期間は会費納入の年度限りとする。
- 3) 退会しようとする者は退会届を提出するものとする。

会費

第5条 会員は年額 個人 1,000円、団体 5,000円とする。

特典

第6条 会員は次の特典を受けることができる。

- 1) 育てる会が関係して伯耆しあわせの郷で開催される事業は割引額または無料で参加できる。
- 2) 育てる会の各種行事への参加及び催し案内等情報の提供を受けることができる。

役員

第7条 本会には次の役員をおく。

- 1) 会長1名、副会長若干名、事務局長1名、理事若干名、会計監査2名、幹事若干名をおく。
- 2) 前項にかかげる役員のほかに顧問をおくことができる。

役員を選出

第8条 役員を選出は次の方法による。

- 1) 理事及び会計監査は総会において選出する。
- 2) 会長・副会長・事務局長は理事の互選により選出する。
- 3) 顧問は総会の承認を得て会長が委嘱する。
- 4) 幹事は会長が任命する。

役員任期

第9条 役員任期は2年とする。ただし再任は妨げない。補欠による役員任期は前任者の残任期間とする。

役員の仕事

第10条 役員の仕事は次のとおりとする。

- 1) 会長は本会を代表し会務を掌握する。
- 2) 副会長は会長を補佐し会長事故あるときはその職務を代行する。
- 3) 顧問は会長の諮問に応じ意見を述べるができる。
- 4) 理事は会の企画執行にあたる。
- 5) 会計監査は会の会計を監査し総会において報告する。
- 5) 幹事は会長の命により事務を処理する。

機関

第11条 この会には次の機関をおく。

- 1) 総会
- 2) 理事会
- 3) 幹事会

第12条 総会は年1回開催し、会長が招集する。総会にて討議する事項は次のとおりとし、出席者の過半数をもって決議する。

- 1) 規約の制定・改廃
- 2) 役員を選任
- 3) 予算及び決算報告及び承認
- 4) 事業計画ならびに事業報告
- 5) その他

第13条 理事会はこの会の運営執行機関で簡易又は緊急な事項については、総会に変わって決議することができる。会長・副会長・顧問・理事・幹事・事務局で構成し、会議は必要に応じて開催する。

第14条 幹事会はこの会の運営についてイベント、育成作業等の実行に関する事項を担当する。幹事で構成し会議は必要に応じて開催する。

経費

第15条 会の運営費・事業費等の経費は、会費・寄付金・その他の収入をもってあてる。

会計年度

第16条 会の会計年度は4月1日から翌年の3月31日とする。

設立年月日

第17条 本会の設立年月日は平成27年4月12日とする。

規約施行日

第18条 本規約は平成27年4月12日より施行する。

附則 第8条の役員を選出方法において設立総会時に限り世話人会による推薦選出とする。以後この附則は抹消する。